

社会福祉法人 千葉シニア
職員給与規程

職員給与規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉シニア（以下、「当法人」という）の職員就業規則第62条の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めるものである。

2 本規程に定める事項のほかの職員の給与に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(男女同一給与の原則)

第2条 当法人は、同一条件で同一の労働に従事する者に対しては、単に女性であることを理由に給与について差別することはない。

(給与の定義)

第3条 この規程に定める給与とは、労働の代償として支払われる通常の給与、賞与および退職金を総称したものをいう。なお、退職金については別に定める。

(適用範囲)

第4条 この規程は、職員就業規則第2条第3項に定める職員（以下、「職員」という）に適用し、パートタイマー・アルバイトその他職員就業規則第2条第2項に掲げる者の給与については、個別の労働契約等によるものとする。

(平均賃金)

第5条 平均賃金とは、労働基準法第12条の定めに基づき、直前の給与締切日から起算してそれ以前3ヵ月間に支払われた給与の総額をその期間の総日数（暦日）で除した金額をいう。

2 前項に規定する期間中に次の各号の一に該当する期間がある場合には、その日数およびその期間中の給与は、その計算にあたって控除する。

- ① 業務上の傷病による療養のため休業した期間
- ② 産前産後の女性が職員就業規則第33条に基づき休業した期間
- ③ 当法人の都合により休業した期間
- ④ 試用期間
- ⑤ 育児・介護休業に関する規則に定める期間

3 前二項の定めにかかわらず採用後3ヵ月に満たない者の平均賃金は、採用後の期間によって計算するものとする。

4 第1項に規定する給与の総額には、臨時に支給した給与および3ヵ月を超える期間ごとに支給した賞与等は算入しない。

第2章 給 与

(給与の構成と分類)

第6条 職員の給与は、別表第1に定める基本給月額（以下「基本給」という）に、別表第7および第3章に定める各種手当を加えた額とする。ただし、就業規則第53条により、職員のうち定年後再雇用された職員の基本給は別途協議のうえ、個別に決定する。

2 前項により難しい場合には、業務の種類、学歴、職歴及び能力等を考慮のうえ定めることができる。

(基準内給与)

第7条 時間外割増手当の支給額の計算の基礎となる基準内給与は、基本給、「別表 第7」に定める調整手当、委員会手当、住宅手当、「別表 第5の2および3」に定める資格手当および役職者に支給する役職手当をいう。

(給与の計算期間と支払日)

第8条 給与(臨時に支給するものを除く)は、当月1日から当月末日までの分について、翌月15日(休日の場合は前日)に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員(本人が死亡したときはその遺族)の請求により、給与支払日以前であっても、既往の勤務に対する給与を支払う。

① 本人の死亡、退職、解雇のとき

② 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき

③ その他特別の事情がある場合で、当法人が必要と認めたとき

3 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給等によって給与額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

4 前二項の規定により給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の暦日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(復職者等の給与月額調整)

第9条 休職のため勤務しなかった職員が、復職するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職するに至った日以後において、その者の号俸、または給与月額を調整することができる。

(給与の支払い方法および控除)

第10条 給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、支払いのときに控除する。

① 源泉所得税

② 特別徴収の住民税(市町村民税および都道府県民税)

③ 健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料および雇用保険料

④ 積立金

⑤ その他職員代表と協定を締結したもの

なお、職員の同意を得、かつ、職員の過半数を代表する者と書面により協定した場合には、当該職員の指定する金融機関の本人預金口座への振込みによることができる。

(給与の計算方法)

第11条 給与の計算期間の途中で入社、退職、休職または復職した場合の給与は、日割計算にて支払う。

2 介護事業所もしくは施設に勤務する職員(以下、「介護事業所勤務職員」という。)については、22日をもって1か月として計算する。

3 保育園もしくは保育所に勤務する職員(以下、「保育園勤務職員」という。)については、21日をもって1か月として計算する。

4 制裁による減給の計算も前第1項から3項に定める方法により日割計算を行う。

5 欠勤による控除を行う場合の計算も前第1項から3項に定める方法により日割計算を行う。

(端数の計算)

第12条 前条によって計算した金額に円未満の端数が生じた場合には、円単位に切り上げする。ただし、前条第5項の欠勤による控除を行う場合は円単位に切り捨てる。

第3章 月例給与

第1節 基本給

(基本給)

第13条 職員の基本給は月額給とし、基本給の額は技能、業績等を勘案して決定する職務給によって構成するものとする。

(給与表)

第14条 職員の基本給は、「別表 第1」に定める基本給月額表（以下、「給与表」という）による。ただし、特別の事情により給与表によりがたい場合は、その都度定める。

(採用時の給与)

第15条 新たに職員となった者の給与月額は、勤務の内容および学歴、職歴、経験年数、資格経験年数を勘案して決定する。

(給与を支給しない場合)

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第8条（給与の計算期間と支払日）の規定にかかわらず、その休業した期間または時間に対する給与を支給しない。

- ① 入場禁止または退場命令に伴う不就業
- ② 職員就業規則第66条による勤務禁止および第72条に定める出勤停止に伴う不就業
- ③ 当法人の指示に基づかない就業または不就業
- ④ 組合活動または争議行為に伴う不就業

(年次有給休暇の取扱い)

第17条 職員就業規則第31条に定める年次有給休暇および同第33条に定める特別休暇のうち有給のものについては、基本給計算上、所定労働時間就業したものとして取り扱い、通常の基本給および手当を支給する。

2 有給休暇1日あたりの支給額について算定の必要がある場合は、第11条の規定を準用する。

第2節 役職手当

(役職手当)

第18条 施設長、部長、課長、主任およびリーダーに対して役職手当を支給する。

(役職手当の額)

第19条 役職手当の額は「別表 第2」のとおりとする。

第3節 家族手当・住宅手当

(家族手当)

第20条 家族手当は、被扶養者である配偶者および子を有する職員に対し支給する。

(家族手当の額)

第21条 家族手当の額は「別表 第3」のとおりとする。

2 家族手当は、支給事実が発生した月から、支給事実が消滅した月まで支給するものとする。

(住宅手当)

第22条 住宅手当は、当法人に就業するにあたり、通勤のため、千葉県内に転居した職員に、「別表 第4」のとおり支給する。

(異動の届出義務)

第23条 第21条の扶養家族に異動が生じたときは、所定の様式によって速やかに届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により家族手当および住宅手当その他の給与を受給したときは、その返還を求め、あるいは職員就業規則第72条に基づいて制裁処分を行うことがある。

第4節 通勤手当

(通勤手当)

第24条 通勤手当については、別に定める「職員通勤手当規程」による。

第5節 その他の手当

(資格手当)

第25条 介護に関する資格を取得した職員には、「別表 第5」のとおり資格手当を支給する。ただし、資格取得にあたり、当法人から別途援助等を受けている職員には支給しない。

(委員会手当)

第26条 職員は、全員が必ず1つ以上の委員会に参加するものとみなし、委員会手当を支給する。

2 委員会手当の月額は、以下のとおりとする。

- ① 委員長 5,000円
- ② 副委員長 3,000円
- ③ 委員 1,000円

(夜勤手当)

第27条 夜勤勤務をした職員に対して、「別表 第6」のとおり夜勤手当を支給する。

2 夜勤手当を支給した職員に対しては、第31条第1項③の深夜業の割増賃金は支給しない。ただし、夜勤手当の額が、第31条第2項②の計算による金額を下回ったときは、その差額を支給する。

(オンコール手当)

第28条 職員は当番制でオンコール担当となり、その都度1,000円を手当として支給する。

(宿直手当)

第29条 労働基準監督署長の許可を得て宿直勤務を行う職員に対しては、1回の勤務につき、10,000円を宿直手当として支給する。

第6節 割増賃金

(割増賃金)

第30条 職員就業規則第25条の定めによって、法定労働時間外、深夜業および法定休日勤務を命じた場合には、その勤務時間に応じて以下に定める割増賃金率に基づき、割増賃金を支給する。ただし、休憩を与えた時間に対しては支給しない。

- ① 時間外労働 25%
- ② 休日労働 35%
- ③ 深夜業 25%

2 前項の割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- ① 時間外、休日労働

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間}$$

ただし、4週4日の法定休日に出勤した場合には、上記の係数を1.35として計算するものとする。

- ② 深夜業（午後10時以降、翌日午前5時まで）

$$\frac{\text{基準内給与}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{時間}$$

3 第1項の場合、職員就業規則第23条の所定休日に勤務した場合であっても、同第24条によってあらかじめ休日の振替えが行われた場合には、その日の勤務は通常の勤務として扱い、所定勤務時間を超えた場合を除き、第1項に定める割増賃金は支給しない。

4 出張期間中の勤務については、職員就業規則第22条に定めるところにより、原則として第1項の割増賃金は支給しない。ただし、あらかじめ特別の指示をした場合はこのかぎりではない。

(時間計算)

第31条 前条第2項における割増賃金の計算にあたっての時間数の計算は、1回あたり1分単位とする。また給与計算期間における時間外労働（早出、残業、休日出勤）および深夜業のそれぞれの時間数を合計し、端数については、15分単位で処理し、15分未満は切捨てとする。

2 前項にかかわらず、法定休日に勤務した場合には、その時間については別途計算するものとする。その場合の端数の計算は、前項に準ずるものとする。

(適用除外)

第32条 労働基準法第41条第2号に定める監督もしくは管理の地位にある者については、第31条（割増賃金）に定める時間外労働および休日労働の規定は適用しない。ただし、同条に定める深夜業の規定についてはこれを適用する。

第4章 賞 与

(賞与の支給)

第33条 賞与は、その支給日に在籍する保育園勤務職員に対して、年2回の賞与を支給する。その他の職員については、支給しない。ただし、著しい業績の低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

(賞与の支給月および支給日)

第34条 賞与の支給月は、原則として夏期は6月、冬期は12月とし、支給日はその都度決定する。

(賞与の算定基礎期間)

第35条 夏期の賞与の算定基礎期間は、前年10月1日から3月31日までとし、冬期賞与の算定基礎期間は、当年4月1日から9月30日までとする。

2 算定基礎期間の中途に採用された者の期間は、採用の日以後とする。ただし、勤務期間が採用の日から2ヵ月に満たないときは、賞与は支給しない。

第5章 給与の改定

(給与の改定)

第36条 昇給または給与の改定は、前年度の法人業績ならびに職員個人の総合評価の評価実績に基づき、所属長との面談を行なった上で、必要と判断する場合に改定する。

2 昇給または給与の改定は、原則として毎年1回4月1日付で行い、5月15日に支給する給与より適用する。ただし、給与改定の決定が遅れた場合は、4月に遡って差額を支給するものとする。

3 前項の定めにかかわらず、経営上の都合その他やむを得ない事情が生じた場合は、給与改定の時季を変更することがある。

4 第2項の定めにかかわらず、昇格・降格または異動を発令した場合、その他法人が特に必要であると認めた場合は、その都度給与の改定を行うことができる。

(改定資格者および欠格者)

第37条 改定は、原則として引き続き6ヵ月以上勤務した者（試用期間を含む）について行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は原則として改定の資格を有しないものとする。

- ① 業務外の事由により、実就業日数が所定の就業日数の3分の2に達しない者
- ② 休職中の者

(随時の改定)

第38条 4月1日以前にも良好な成績で勤務している者、極めて勤務成績が不良な者で他と著しく均衡を欠くと理事長が判断した者あるいは昇格・降格または異動を発令した場合、その他法人が特に必要であると認めた場合は、その者の給与を改定することができる。

第6章 雑 則

(調整手当)

第39条 理事長が必要と認めた職員については、「別表 第7」の調整手当を支給する。

(慶弔見舞金)

第40条 当法人は職員に対し、「別表 第8」の慶弔見舞金を支給する。慶弔見舞金の支給を受けようとする場合、支給対象になる事項の発生について、当該職員が担当上司を経て会社へ届出なければならない。

2 会社は、当該職員へ届出事項に関する証明書類の提出を求めることができる。

3 当該職員が第2項の手続をやむを得ない事由により行なえない場合は、その担当上司が当該職員に代わって行なうものとする。

4 本規程事項で定めている諸手続などに不備がある職員に関しては、本規程による支給を行なわない事がある。

(給与等の返還)

第41条 虚偽の届出、怠慢などにより不正の支払いを受けた者には、すでに支給を受けた給与のうち、不当な部分を返還させるものとする。

(細則等)

第42条 この規程に規定するもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. 平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 25 年 7 月 1 日より改正して施行する。
3. 平成 28 年 4 月 1 4 日より改正して施行する。
4. 平成 29 年 6 月 1 日より改正して施行する。
5. 平成 31 年 4 月 1 日より改正して施行する。
6. この規程を改廃する場合には、職員の意見を聴いて行う。

別表 第1 基本給月額表

事務職

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)	160,000					
2 (短大卒)	165,000					
3 (大学卒)	170,000					
4	185,000	205,000	235,000	265,000	300,000	347,000
5	185,500	205,500	235,500	265,500	301,000	349,000
6	186,000	206,000	236,000	266,000	302,000	351,000
7	186,500	206,500	236,500	266,500	303,000	353,000
8	187,000	207,000	237,000	267,000	304,000	355,000
9	187,500	207,500	237,500	267,500	305,000	357,000
10	188,000	208,000	238,000	268,000	306,000	359,000
11	188,500	208,500	238,500	268,500	307,000	361,000
12	189,000	209,000	239,000	269,000	308,000	363,000
13	189,500	209,500	239,500	269,500	309,000	365,000
14	190,000	210,000	240,000	270,000	310,000	367,000
15	190,500	210,500	240,500	270,500	311,000	369,000
16	191,000	211,000	241,000	271,000	312,000	371,000
17	191,500	211,500	241,500	271,500	313,000	373,000
18	192,000	212,000	242,000	272,000	314,000	375,000
19	192,500	212,500	242,500	272,500	315,000	377,000
20	193,000	213,000	243,000	273,000	316,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

看護師(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	260,000					
3 (大学卒)	270,000					
4	290,000	300,000	310,000	320,000	330,000	347,000
5	290,500	300,500	310,500	320,500	331,000	349,000
6	291,000	301,000	311,000	321,000	332,000	351,000
7	291,500	301,500	311,500	321,500	333,000	353,000
8	292,000	302,000	312,000	322,000	334,000	355,000
9	292,500	302,500	312,500	322,500	335,000	357,000
10	293,000	303,000	313,000	323,000	336,000	359,000
11	293,500	303,500	313,500	323,500	337,000	361,000
12	294,000	304,000	314,000	324,000	338,000	363,000
13	294,500	304,500	314,500	324,500	339,000	365,000
14	295,000	305,000	315,000	325,000	340,000	367,000
15	295,500	305,500	315,500	325,500	341,000	369,000
16	296,000	306,000	316,000	326,000	342,000	371,000
17	296,500	306,500	316,500	326,500	343,000	373,000
18	297,000	307,000	317,000	327,000	344,000	375,000
19	297,500	307,500	317,500	327,500	345,000	377,000
20	298,000	308,000	318,000	328,000	346,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

機能訓練・管理栄養士(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1(高校卒)						
2(短大卒)	220,000					
3(大学卒)	225,000					
4	230,000	240,000	260,000	280,000	310,000	347,000
5	230,500	240,500	260,500	280,500	311,000	349,000
6	231,000	241,000	261,000	281,000	312,000	351,000
7	231,500	241,500	261,500	281,500	313,000	353,000
8	232,000	242,000	262,000	282,000	314,000	355,000
9	232,500	242,500	262,500	282,500	315,000	357,000
10	233,000	243,000	263,000	283,000	316,000	359,000
11	233,500	243,500	263,500	283,500	317,000	361,000
12	234,000	244,000	264,000	284,000	318,000	363,000
13	234,500	244,500	264,500	284,500	319,000	365,000
14	235,000	245,000	265,000	285,000	320,000	367,000
15	235,500	245,500	265,500	285,500	321,000	369,000
16	236,000	246,000	266,000	286,000	322,000	371,000
17	236,500	246,500	266,500	286,500	323,000	373,000
18	237,000	247,000	267,000	287,000	324,000	375,000
19	237,500	247,500	267,500	287,500	325,000	377,000
20	238,000	248,000	268,000	288,000	326,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

介護支援専門員・生活相談員・サービス提供責任者(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1(高校卒)						
2(短大卒)	220,000					
3(大学卒)	225,000					
4	230,000	240,000	260,000	280,000	310,000	347,000
5	230,500	240,500	260,500	280,500	311,000	349,000
6	231,000	241,000	261,000	281,000	312,000	351,000
7	231,500	241,500	261,500	281,500	313,000	353,000
8	232,000	242,000	262,000	282,000	314,000	355,000
9	232,500	242,500	262,500	282,500	315,000	357,000
10	233,000	243,000	263,000	283,000	316,000	359,000
11	233,500	243,500	263,500	283,500	317,000	361,000
12	234,000	244,000	264,000	284,000	318,000	363,000
13	234,500	244,500	264,500	284,500	319,000	365,000
14	235,000	245,000	265,000	285,000	320,000	367,000
15	235,500	245,500	265,500	285,500	321,000	369,000
16	236,000	246,000	266,000	286,000	322,000	371,000
17	236,500	246,500	266,500	286,500	323,000	373,000
18	237,000	247,000	267,000	287,000	324,000	375,000
19	237,500	247,500	267,500	287,500	325,000	377,000
20	238,000	248,000	268,000	288,000	326,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

介護士(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	175,000					
3 (大学卒)	180,000					
4	185,000	195,000	205,000	250,000	300,000	347,000
5	185,500	195,500	205,500	250,500	301,000	349,000
6	186,000	196,000	206,000	251,000	302,000	351,000
7	186,500	196,500	206,500	251,500	303,000	353,000
8	187,000	197,000	207,000	252,000	304,000	355,000
9	187,500	197,500	207,500	252,500	305,000	357,000
10	188,000	198,000	208,000	253,000	306,000	359,000
11	188,500	198,500	208,500	253,500	307,000	361,000
12	189,000	199,000	209,000	254,000	308,000	363,000
13	189,500	199,500	209,500	254,500	309,000	365,000
14	190,000	200,000	210,000	255,000	310,000	367,000
15	190,500	200,500	210,500	255,500	311,000	369,000
16	191,000	201,000	211,000	256,000	312,000	371,000
17	191,500	201,500	211,500	256,500	313,000	373,000
18	192,000	202,000	212,000	257,000	314,000	375,000
19	192,500	202,500	212,500	257,500	315,000	377,000
20	193,000	203,000	213,000	258,000	316,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

介護福祉士(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	181,000					
3 (大学卒)	183,000					
4	185,000	195,000	205,000	250,000	300,000	347,000
5	185,500	195,500	205,500	250,500	301,000	349,000
6	186,000	196,000	206,000	251,000	302,000	351,000
7	186,500	196,500	206,500	251,500	303,000	353,000
8	187,000	197,000	207,000	252,000	304,000	355,000
9	187,500	197,500	207,500	252,500	305,000	357,000
10	188,000	198,000	208,000	253,000	306,000	359,000
11	188,500	198,500	208,500	253,500	307,000	361,000
12	189,000	199,000	209,000	254,000	308,000	363,000
13	189,500	199,500	209,500	254,500	309,000	365,000
14	190,000	200,000	210,000	255,000	310,000	367,000
15	190,500	200,500	210,500	255,500	311,000	369,000
16	191,000	201,000	211,000	256,000	312,000	371,000
17	191,500	201,500	211,500	256,500	313,000	373,000
18	192,000	202,000	212,000	257,000	314,000	375,000
19	192,500	202,500	212,500	257,500	315,000	377,000
20	193,000	203,000	213,000	258,000	316,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

訪問介護員・生活支援・老人デイサービス介護士（高齢者部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	181,000					
3 (大学卒)	182,000					
4	183,000	193,000	203,000	243,000	293,000	320,000
5	183,500	193,500	203,500	243,500	294,000	322,000
6	184,000	194,000	204,000	244,000	295,000	324,000
7	184,500	194,500	204,500	244,500	296,000	326,000
8	185,000	195,000	205,000	245,000	297,000	328,000
9	185,500	195,500	205,500	245,500	298,000	330,000
10	186,000	196,000	206,000	246,000	299,000	332,000
11	186,500	196,500	206,500	246,500	300,000	334,000
12	187,000	197,000	207,000	247,000	301,000	336,000
13	187,500	197,500	207,500	247,500	302,000	338,000
14	188,000	198,000	208,000	248,000	303,000	340,000
15	188,500	198,500	208,500	248,500	304,000	342,000
16	189,000	199,000	209,000	249,000	305,000	344,000
17	189,500	199,500	209,500	249,500	306,000	346,000
18	190,000	200,000	210,000	250,000	307,000	348,000
19	190,500	200,500	210,500	250,500	308,000	350,000
20	191,000	201,000	211,000	251,000	309,000	352,000

別表 第1 基本給月額表

老人デイサービス看護師（高齢者部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	230,000					
3 (大学卒)	240,000					
4	245,000	255,000	265,000	275,000	285,000	320,000
5	245,500	255,500	265,500	275,500	286,000	322,000
6	246,000	256,000	266,000	276,000	287,000	324,000
7	246,500	256,500	266,500	276,500	288,000	326,000
8	247,000	257,000	267,000	277,000	289,000	328,000
9	247,500	257,500	267,500	277,500	290,000	330,000
10	248,000	258,000	268,000	278,000	291,000	332,000
11	248,500	258,500	268,500	278,500	292,000	334,000
12	249,000	259,000	269,000	279,000	293,000	336,000
13	249,500	259,500	269,500	279,500	294,000	338,000
14	250,000	260,000	270,000	280,000	295,000	340,000
15	250,500	260,500	270,500	280,500	296,000	342,000
16	251,000	261,000	271,000	281,000	297,000	344,000
17	251,500	261,500	271,500	281,500	298,000	346,000
18	252,000	262,000	272,000	282,000	299,000	348,000
19	252,500	262,500	272,500	282,500	300,000	350,000
20	253,000	263,000	273,000	283,000	301,000	352,000

別表 第1 基本給月額表

老人デイサービス生活相談員（高齢者部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	181,000					
3 (大学卒)	182,000					
4	190,000	200,000	210,000	250,000	300,000	320,000
5	190,500	200,500	210,500	250,500	301,000	322,000
6	191,000	201,000	211,000	251,000	302,000	324,000
7	191,500	201,500	211,500	251,500	303,000	326,000
8	192,000	202,000	212,000	252,000	304,000	328,000
9	192,500	202,500	212,500	252,500	305,000	330,000
10	193,000	203,000	213,000	253,000	306,000	332,000
11	193,500	203,500	213,500	253,500	307,000	334,000
12	194,000	204,000	214,000	254,000	308,000	336,000
13	194,500	204,500	214,500	254,500	309,000	338,000
14	195,000	205,000	215,000	255,000	310,000	340,000
15	195,500	205,500	215,500	255,500	311,000	342,000
16	196,000	206,000	216,000	256,000	312,000	344,000
17	196,500	206,500	216,500	256,500	313,000	346,000
18	197,000	207,000	217,000	257,000	314,000	348,000
19	197,500	207,500	217,500	257,500	315,000	350,000
20	198,000	208,000	218,000	258,000	316,000	352,000

別表 第1 基本給月額表

老人デイサービス機能訓練指導員(高齢者部門)

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	220,000					
3 (大学卒)	225,000					
4	230,000	240,000	260,000	280,000	310,000	347,000
5	230,500	240,500	260,500	280,500	311,000	349,000
6	231,000	241,000	261,000	281,000	312,000	351,000
7	231,500	241,500	261,500	281,500	313,000	353,000
8	232,000	242,000	262,000	282,000	314,000	355,000
9	232,500	242,500	262,500	282,500	315,000	357,000
10	233,000	243,000	263,000	283,000	316,000	359,000
11	233,500	243,500	263,500	283,500	317,000	361,000
12	234,000	244,000	264,000	284,000	318,000	363,000
13	234,500	244,500	264,500	284,500	319,000	365,000
14	235,000	245,000	265,000	285,000	320,000	367,000
15	235,500	245,500	265,500	285,500	321,000	369,000
16	236,000	246,000	266,000	286,000	322,000	371,000
17	236,500	246,500	266,500	286,500	323,000	373,000
18	237,000	247,000	267,000	287,000	324,000	375,000
19	237,500	247,500	267,500	287,500	325,000	377,000
20	238,000	248,000	268,000	288,000	326,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

栄養士・調理師（高齢者部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	180,000					
3 (大学卒)	183,000					
4	185,000	205,000	235,000	265,000	300,000	347,000
5	185,500	205,500	235,500	265,500	301,000	349,000
6	186,000	206,000	236,000	266,000	302,000	351,000
7	186,500	206,500	236,500	266,500	303,000	353,000
8	187,000	207,000	237,000	267,000	304,000	355,000
9	187,500	207,500	237,500	267,500	305,000	357,000
10	188,000	208,000	238,000	268,000	306,000	359,000
11	188,500	208,500	238,500	268,500	307,000	361,000
12	189,000	209,000	239,000	269,000	308,000	363,000
13	189,500	209,500	239,500	269,500	309,000	365,000
14	190,000	210,000	240,000	270,000	310,000	367,000
15	190,500	210,500	240,500	270,500	311,000	369,000
16	191,000	211,000	241,000	271,000	312,000	371,000
17	191,500	211,500	241,500	271,500	313,000	373,000
18	192,000	212,000	242,000	272,000	314,000	375,000
19	192,500	212,500	242,500	272,500	315,000	377,000
20	193,000	213,000	243,000	273,000	316,000	379,000

別表 第1 基本給月額表

保育士（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	181,000					
3 (大学卒)	182,000					
4	183,000	193,000	203,000	243,000	293,000	320,000
5	183,500	193,500	203,500	243,500	294,000	322,000
6	184,000	194,000	204,000	244,000	295,000	324,000
7	184,500	194,500	204,500	244,500	296,000	326,000
8	185,000	195,000	205,000	245,000	297,000	328,000
9	185,500	195,500	205,500	245,500	298,000	330,000
10	186,000	196,000	206,000	246,000	299,000	332,000
11	186,500	196,500	206,500	246,500	300,000	334,000
12	187,000	197,000	207,000	247,000	301,000	336,000
13	187,500	197,500	207,500	247,500	302,000	338,000
14	188,000	198,000	208,000	248,000	303,000	340,000
15	188,500	198,500	208,500	248,500	304,000	342,000
16	189,000	199,000	209,000	249,000	305,000	344,000
17	189,500	199,500	209,500	249,500	306,000	346,000
18	190,000	200,000	210,000	250,000	307,000	348,000
19	190,500	200,500	210,500	250,500	308,000	350,000
20	191,000	201,000	211,000	251,000	309,000	352,000

別表 第1 基本給月額表

看護師（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	230,000					
3 (大学卒)	240,000					
4	245,000	255,000	265,000	275,000	285,000	320,000
5	245,500	255,500	265,500	275,500	286,000	322,000
6	246,000	256,000	266,000	276,000	287,000	324,000
7	246,500	256,500	266,500	276,500	288,000	326,000
8	247,000	257,000	267,000	277,000	289,000	328,000
9	247,500	257,500	267,500	277,500	290,000	330,000
10	248,000	258,000	268,000	278,000	291,000	332,000
11	248,500	258,500	268,500	278,500	292,000	334,000
12	249,000	259,000	269,000	279,000	293,000	336,000
13	249,500	259,500	269,500	279,500	294,000	338,000
14	250,000	260,000	270,000	280,000	295,000	340,000
15	250,500	260,500	270,500	280,500	296,000	342,000
16	251,000	261,000	271,000	281,000	297,000	344,000
17	251,500	261,500	271,500	281,500	298,000	346,000
18	252,000	262,000	272,000	282,000	299,000	348,000
19	252,500	262,500	272,500	282,500	300,000	350,000
20	253,000	263,000	273,000	283,000	301,000	352,000

別表 第1 基本給月額表

調理師（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	181,000					
3 (大学卒)	182,000					
4	183,000	193,000	203,000	243,000	293,000	320,000
5	183,500	193,500	203,500	243,500	294,000	322,000
6	184,000	194,000	204,000	244,000	295,000	324,000
7	184,500	194,500	204,500	244,500	296,000	326,000
8	185,000	195,000	205,000	245,000	297,000	328,000
9	185,500	195,500	205,500	245,500	298,000	330,000
10	186,000	196,000	206,000	246,000	299,000	332,000
11	186,500	196,500	206,500	246,500	300,000	334,000
12	187,000	197,000	207,000	247,000	301,000	336,000
13	187,500	197,500	207,500	247,500	302,000	338,000
14	188,000	198,000	208,000	248,000	303,000	340,000
15	188,500	198,500	208,500	248,500	304,000	342,000
16	189,000	199,000	209,000	249,000	305,000	344,000
17	189,500	199,500	209,500	249,500	306,000	346,000
18	190,000	200,000	210,000	250,000	307,000	348,000
19	190,500	200,500	210,500	250,500	308,000	350,000
20	191,000	201,000	211,000	251,000	309,000	352,000

別表 第1 基本給月額表

栄養士（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	181,000					
3 (大学卒)	182,000					
4	190,000	200,000	210,000	250,000	300,000	320,000
5	190,500	200,500	210,500	250,500	301,000	322,000
6	191,000	201,000	211,000	251,000	302,000	324,000
7	191,500	201,500	211,500	251,500	303,000	326,000
8	192,000	202,000	212,000	252,000	304,000	328,000
9	192,500	202,500	212,500	252,500	305,000	330,000
10	193,000	203,000	213,000	253,000	306,000	332,000
11	193,500	203,500	213,500	253,500	307,000	334,000
12	194,000	204,000	214,000	254,000	308,000	336,000
13	194,500	204,500	214,500	254,500	309,000	338,000
14	195,000	205,000	215,000	255,000	310,000	340,000
15	195,500	205,500	215,500	255,500	311,000	342,000
16	196,000	206,000	216,000	256,000	312,000	344,000
17	196,500	206,500	216,500	256,500	313,000	346,000
18	197,000	207,000	217,000	257,000	314,000	348,000
19	197,500	207,500	217,500	257,500	315,000	350,000
20	198,000	208,000	218,000	258,000	316,000	352,000

別表 第1 基本給月額表

コーディネーター（児童福祉部門）

等級	1 (一般職)	2 (リーダー)	3 (主任)	4 (課長)	5 (部長)	6 (役員)
ピッチ (円)	500	500	500	500	1000	2000
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1 (高校卒)						
2 (短大卒)	181,000					
3 (大学卒)	182,000					
4	190,000	200,000	210,000	250,000	300,000	320,000
5	190,500	200,500	210,500	250,500	301,000	322,000
6	191,000	201,000	211,000	251,000	302,000	324,000
7	191,500	201,500	211,500	251,500	303,000	326,000
8	192,000	202,000	212,000	252,000	304,000	328,000
9	192,500	202,500	212,500	252,500	305,000	330,000
10	193,000	203,000	213,000	253,000	306,000	332,000
11	193,500	203,500	213,500	253,500	307,000	334,000
12	194,000	204,000	214,000	254,000	308,000	336,000
13	194,500	204,500	214,500	254,500	309,000	338,000
14	195,000	205,000	215,000	255,000	310,000	340,000
15	195,500	205,500	215,500	255,500	311,000	342,000
16	196,000	206,000	216,000	256,000	312,000	344,000
17	196,500	206,500	216,500	256,500	313,000	346,000
18	197,000	207,000	217,000	257,000	314,000	348,000
19	197,500	207,500	217,500	257,500	315,000	350,000
20	198,000	208,000	218,000	258,000	316,000	352,000

別表 第2

役職手当

区 分	手当月額
役員（施設長等）	100,000円 ～
部長	50,000円 ～ 100,000円
課長	30,000円 ～ 50,000円
主任	20,000円 ～ 30,000円
リーダー	10,000円 ～ 20,000円
サブリーダー	5,000円 ～ 10,000円

別表 第3

家族手当

家族手当の支給は、その事実発生とそれに係わる届け出の行われた月から行う。支給額の変更についても同様に取り扱う。なお、支給の停止については、その事実発生が月の初日であるときは前日まで、月の途中であるときは第11条の定めを適用する。

なお、扶養者等は、法人所定の「家族関係諸異動届 兼 家族票」（以下、「家族票」という。）で確認することとし、家族票の提出のない職員については、支給しない。

ただし、夫婦ともに当法人職員である場合は、世帯主にのみ支給する。

区分	月額	支給対象職員
扶養手当	15,000円/人	配偶者を扶養している世帯主である職員
教育手当	5,000円（1子） 10,000円（2子以降） 上限は40,000円とする。	高校生および大学生の子を持つ職員（学生証の提出により確認する。）
子供手当	5,000円（1子目） 10,000円（2子目） 15,000円（3子目以降） 上限45,000円とする。	出生から中学生までの子を持つ職員 支給例： 1子の場合、5,000円、 2子の場合、15,000円、 （5,000円+10,000円） 3子の場合、30,000円 となる。

別表 第4

住宅手当

採用にともない、通勤のため千葉県外から千葉県内（移転距離100km以上）に転居した職員を対象とし、1ヶ月につき、10,000円を支給する。

別表 第5

資格手当

1. 資格取得手当

金額	対象
合格時のみ 30,000円	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・看護師・准看護師・管理栄養士・栄養士・調理師の資格取得者

2. 資格手当（公的資格）

1級資格	看護師、PT・OT・ST、管理栄養士、社会福祉士	20,000円/月
2級資格	介護支援専門員、准看護師	15,000円/月
3級資格	介護福祉士、栄養士、調理師、保育士、健康運動指導士	10,000円/月
4級資格	実務者研修修了者、基礎研修修了者、主事任用、健康運動実践指導者	7,000円/月
5級資格	初任者研修修了者、ヘルパー1級、	5,000円/月
6級資格	ヘルパー2級	3,000円/月

3. 資格手当（法人が認める資格）

「別紙 資格表」に定める資格等 2,000円/月

ただし、配属先で実際の業務を遂行する上で有効または有益な資格について支給することとし、異動等により実際の業務遂行上、不要となった場合は支給停止とする。

別表 第6

夜勤手当

夜勤16h手当	夜勤勤務が16時間に及んだ職員	6,000円
夜勤8h手当	夜勤勤務が8時間に及んだ職員	6,000円

ただし、夜勤の勤務時間が8時間未満で、深夜の時間帯（22時から翌朝5時）に勤務した職員に対しては、第31条第2項③の計算により、割増手当を支給する。

別表 第7

調整手当

調整手当	理事長が必要と認めた職員に、手当額を理事長が定め、これを支給する。
------	-----------------------------------

別表 第8

慶弔金

種 別	要 件	金 額
傷病見舞金	職員が傷病障害により1か月以上入院したとき	5,000円
弔慰金	職員が死亡したとき	30,000円
家族弔慰金	配偶者（内縁関係を含む）死亡のとき	20,000円
	実父母（養父母あるときは養父母）死亡のとき	10,000円
	実子（養子を含む）死亡のとき	10,000円
災害見舞金	火災又は風水害等により住家・家財を全焼・半焼又は全壊・半壊したとき	10,000円
結婚祝金	職員が結婚したとき	10,000円
出産祝金	採用後3年以上の職員、又は職員の配偶者が分娩したとき	10,000円
	採用後3年以上の職員、又は職員の配偶者が分娩したとき（双子以上）	20,000円

※夫婦ともに当法人の職員である場合

- 1 家族弔慰金（実子、養子）及び災害見舞金は、世帯主に支給する。
- 2 出産祝金は、出産者に支給する。